

○地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる経費

地方消費税率の引上げ（1.0%→1.7%、令和元年10月以降は1.7%→2.2%）に伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障経費のうち地方単独事業の財源に充当することとされていることから、次のとおり明示する。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 450,234 千円

（歳出）

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 3,341,700 千円

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	191,990			17,629	40,020	134,341
社会福祉事業	27,159				4,750	22,409
障害者福祉事業	39,361				6,884	32,477
老人福祉事業	98,874			17,629	14,208	67,037
児童福祉事業	26,596				14,178	12,418
社会保険	1,809,392	308,430			262,507	1,238,455
介護保険事業	893,408	53,101			146,963	693,344
後期高齢者運営事業	610,150	121,128			85,527	403,495
国民健康保険事業	305,834	134,201			30,017	141,616
保健衛生	1,340,318	103,985	300,000	37,319	157,231	741,783
疾病対策予防事業	137,490	1,816		35,826	17,463	82,385
母子保健事業	18,368	1,573		360	2,874	13,561
医療に係る施策	1,184,460	100,596	300,000	1,133	136,894	645,837
合計	3,341,700	412,415	300,000	54,948	459,758	2,114,579